

高齢者生協かけはし

重要事項説明書別紙

【令和 6 年 10 月 1 日現在】

●居宅介護支援費 居宅介護支援費(Ⅰ) 【取扱件数が 45 件未満】

要介護①・② 1,086 単位/月

要介護③・④・⑤ 1,411 単位/月

●初回加算 300 単位

＊算定要件:新規に居宅サービス計画を作成した場合及び二段階以上の変更認定を受けた場合。

●入院時情報連携加算

(Ⅰ) 250 単位

＊算定要件:病院または診療所に入院した日のうちに、当該病院または診療所の職員に対して、利用者に関する情報を提供した場合。

(Ⅱ) 100 単位

＊算定要件:病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合。

●退院退所加算

	カンファレンス参加 なし	カンファレンス参加 あり
連携 1 回	450 単位	600 単位
連携 2 回	600 単位	750 単位
連携 3 回		900 単位

＊算定要件:入院または入所していた入所者が、退院または入所した場合に病院または施設等の職員と面談を行い、連携を図った場合。入院入所期間中に 3 回まで算定可。

●緊急時等居宅カンファレンス加算 200 単位 ※1 か月に 2 回の算定を限度とする。

＊算定要件:病院または診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等とともに利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着サービスの利用に関する調整を行った場合。

●ターミナルケアマネジメント加算 400 単位

＊算定要件:在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又は家族の意向を把握した上でその死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主事の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合。

●通院時情報連携加算 50 単位 ※1 か月に 1 回の算定を限度とする。

＊算定要件:利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画(ケアプラン等)に記録した場合。

●公正中立性の確保

当事業所は、第一に皆様のご意向を大切にします。また、無理のない居宅サービス計画の作成と適切かつ公正中立なサービスの管理に今後も努めてまいります。

利用者が、ケアプランに位置付ける介護サービス事業所等について、複数の事業所の紹介や、その選定理由について事業者を求めることができます。

●虐待の防止

①虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります。

②虐待の防止のための指針を整備します。

③従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。

④上記措置を適切に実施するための担当者を置きます。

担当：杉浦 明子

●身体拘束等の適正化のための措置

①利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならない。

②やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

●業務継続計画の策定

事業所は感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を行います。

●感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）実施等を行います。

●サービス利用にあたっての禁止事項について

①事業者の職員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。

②パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。

③サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断で SNS 等に掲載すること。

ハラスメント行為などにより健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合はサービス中止や契約を解除することもあります。

私は、事業者から居宅介護支援についての重要事項説明書（別紙）の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

利用者氏名

代理人氏名

続柄（ ）